

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 特許関係の手数料の額を規定すること。

第二 特許出願の取下げがあつたときに、出願審査の請求の手数料の一部を返還する制度における返還する額を規定すること。

第三 特許料等の軽減措置の対象となる資力に乏しい法人の範囲を拡大すること。

第四 特許料等の軽減措置の対象となる独立行政法人について規定すること。

第五 特許料等の軽減措置の対象となる中小企業の範囲を拡大すること。

第六 その他関係規定の所要の整備を行うこと。